

1 計画のポイント

位置づけ 本計画は「神奈川県住生活基本計画」及び「かながわ高齢者保健福祉計画」と調和を図るとともに、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）第4条に基づく計画として位置づけます。

計画期間 2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間とし、原則として5年ごとに見直しを行います。

基本理念

人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

施策目標

「ともに生きる社会かながわ憲章」のもと、誰もがその人らしく暮らすことができる地域社会を実現するため、基本理念を踏まえ、次の施策目標を設定し、住宅施策と福祉施策の一体的な取組を展開していきます。

ア 高齢者が住み慣れた地域で住み続けるための環境の整備

居住コミュニティの活性化による高齢者が生活しやすい住まいまちづくりや地域包括ケアシステムの強化により、生活サービスや介護・医療サービスを充実させ、高齢者の暮らしを地域で支えます。

イ 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備

高齢者向けの賃貸住宅や施設の計画的な整備により、高齢者の居住環境の向上を目指します。

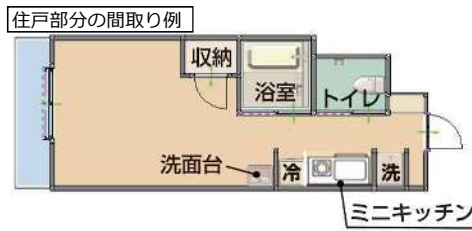
ウ 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実

公的賃貸住宅やセーフティネット住宅の供給により、低廉な家賃で提供される住宅の確保を促進します。

供給目標

(1) 高齢者向け賃貸住宅

サービス付き高齢者向け住宅の供給目標は、近年の入居者数や登録戸数、入居率の推移、高齢者の推計人口等から必要と想定される戸数を推計し、2033（令和15）年度までに19,500戸（累計）とします。



また、高齢者向け賃貸住宅については、高齢者が安心して暮らし続けることができるように、適切な維持管理の促進を図り、併せて多様なニーズに対応した、良質な住環境の確保と高齢者向け住宅の供給促進に努めます。

(2) 高齢者施設等

高齢者施設等の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」による目標量とします。

2 計画の構成

第1章 計画改定の趣旨、計画の目的、位置づけ、計画期間

↳ 計画改定の趣旨や計画期間などを記載しています。

第2章 神奈川県の高齢者を取り巻く現状と課題

↳ 県の高齢者人口や住まい、施設の状況などをグラフや表を用いて記載しています。

第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた施策の基本理念・目標

↳ 計画の基本理念や目標を記載しています。

第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組(目標達成のための施策)

↳ 施策目標ごとに目標達成のための施策を、図や関連するコラムと併せて記載しています。

第5章 計画の実現に向けて

↳ 計画の推進体制や進行管理について記載しています。

参考資料

↳ 高齢期の住まいや必要なサービスを考えるフロー図（次ページ参照）及び、住まいや介護、認知症に関する相談窓口の一覧など、高齢期の住まいに関する情報を記載しています。

3 計画の見方・活用方法



項目ごとに施策の目安となる介護度を示しています。読みたい内容を探る際に参考して下さい。<計画 P16-17>

- 自立 主にプレシニアやアクティブシニアの方
- 要支援 主に生活等の支援を必要とする方
- 要介護 主に介護や支援を必要とする方

施策に関連する内容のコラムを随所に盛り込んでいます。

また、コラムのさらに詳しい内容を検索できるよう、URLやQRコードも掲載しています。（インターネットで計画を見られる方は、URLのクリックで記載ページを閲覧できます。）

ご自身の意向から、高齢期の住まい方を検討してみましょう！

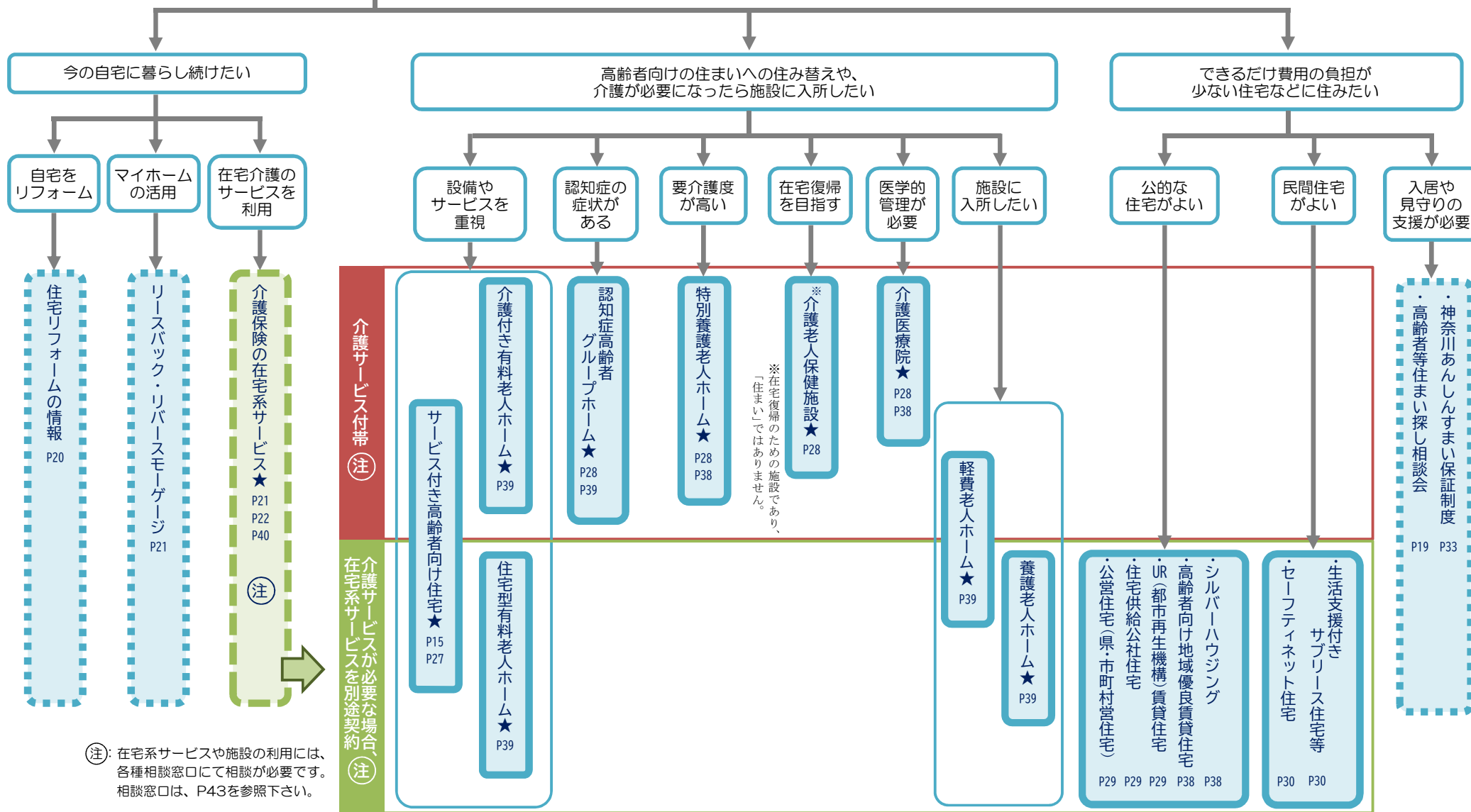
START

※ このフロー図は、高齢期の住まいやサービスを考える上での大まかな目安として参照してください。

※ **——** は「住宅や施設」、**.....** は「手段・手法」、**——** は「介護サービス」を示しています。

※ 施設やサービス名の下に★印があるものは、計画内の関連ページを示しています。

※ 施設やサービス名の下に★印があるものや、このほか各種福祉サービスの詳細については、「かながわ介護・福祉辞典 (<https://houkatsu.rakuraku.or.jp/>)」のホームページからご覧いただけます。



注: 在宅系サービスや施設の利用には、各種相談窓口にて相談が必要です。相談窓口は、P43を参照下さい。

介護サービス付帯 注

介護サービスが必要な場合、在宅系サービスを別途契約 注

※在宅復帰のための施設であり、「住まい」ではありません。